

特定健康診査等実施計画
LIXIL健康保険組合

平成 30 年 9 月

○背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年ごとに6年を一期として特定健康診査等実施計画をさだめることとなっているが、実態に即した計画とするべく、平成30年からの第三期についても当該事業計画を毎年見直すものとし、平成30年度については後述の通り定めるものとする。

○当健保組合の現状

当健保組合は、住宅設備機器製造販売を主たる業とする事業所が加入している単一健保組合である。平成30年度の事業所数は株式会社 LIXIL を含む21で、東京に所在している。被保険者数は株式会社 LIXIL が被保険者の80.0%程度を占める状況であり、各地に点在する工場や営業所等がある。

当健保組合に加入している被保険者は、平成30年4月時点での平均年齢は男性43.73歳、女性40.68歳で、男性が全体の約7割を占める。

健康診断については、強制被保険者は事業主との共同事業として実施しており、まとまった人数の勤務者がいる拠点では健診車による巡回健診、少人数の拠点の場合は事業所の指定する近隣の医療機関を利用、40歳以上の者については、巡回健診等の代わりに人間ドックを選択して受診することが可能である。また、任意継続被保険者、被扶養者については、主婦健診協議会の行う家族健診や、近隣の医療機関の利用、40歳以上は強制被保険者と同様に人間ドックの利用も可能である。

巡回健診は、業務を医療法人社団同友会春日クリニック、一般財団法人近畿健康管理センター、一般財団法人日本健康管理協会、一般社団法人半田市医師会、医療法人社団明日佳札幌健診センター、医療法人社団新友会プラザ 30 階クリニック、医療法人社団三喜会横

浜新緑病院、医療法人名翔会名古屋セントラルクリニック、一般財団法人宮城県予防医学協会、御苑前クリニックに委託して実施している。被扶養者には、毎年家族健診のお知らせ一式を自宅送付し、受診の案内をしている。

また、人間ドックの契約医療機関については、健康保険組合のホームページに常時公開しており、平成30年4月1日現在の登録状況は以下の通りである。

登録数：455医療機関（24都道府県）

○特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能 であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

市町村国保の行う健康診査や、職域における定期健診を受診している被扶養者が判明した場合には、そのデータを受領するとともに、今後は当健保組合が主体となって特定健診の代用となる健診を行いそのデータを管理する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業者健診を共同事業として実施していたことから、引き続き業務委託により、当健保組合が主体となって行う。健診費用は、労働安全衛生法による事業主健診対象者については事業者が負担し、健保はそのデータを受領する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を81.8%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率(%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
被保険者	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
被扶養者	45.0	46.0	47.0	48.0	49.0	50.0
被保険者+被扶養者	80.4	80.6	80.9	81.2	81.5	81.8

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率20.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。尚、第三期については毎年度目標値の見直しを実施するものとする。

目標実施率(%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者(人)	21,971	23,198	24,298	25,020	25,634	26,288
特定保健指導対象者数(推計)	3,311	3,496	3,662	3,771	3,863	3,962
実施率(%)	14.0	14.0	15.0	17.0	20.0	20.0
実施者数(人)	464	490	550	641	773	793

平成30年度については、第二期までと同様、外部委託を主体にした保健指導を実施し、委託先との打ち合わせ、評価を行いながら、加入事業所の実態に合わせ、より効果的な展開方法を検証し、目標実施率の達成を目指すものとする。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率の目標を25.0%以上とする。

II 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	18,732	19,036	19,422	19,781	20,180	20,417
40歳以上対象者	15,444	16,411	17,253	17,775	18,237	18,731
目標実施率(%)	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
目標実施者数	14,672	15,590	16,390	16,886	17,325	17,794

被扶養者(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	7,673	7,796	7,873	7,954	8,023	8,051
40歳以上対象者	6,527	6,787	7,045	7,245	7,397	7,557
目標実施率(%)	45.0	46.0	47.0	48.0	49.0	50.0
目標実施者数	2,937	3,122	3,311	3,478	3,625	3,779

被保険者＋被扶養者(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	26,405	26,832	27,295	27,735	28,203	28,468
40歳以上対象者	21,971	23,198	24,298	25,020	25,634	26,288
目標実施率(%)	80.1	80.7	81.1	81.4	81.7	82.1
目標実施者数	17,609	18,712	19,701	20,364	20,950	21,573

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	21,971	23,198	24,298	25,020	25,634	26,288
動機付け支援対象者	1,378	1,455	1,524	1,570	1,608	1,649
実施率(%)	14.0	14.0	15.0	17.0	20.0	20.0
実施者数	193	204	229	267	322	330
積極的支援対象者	1,933	2,041	2,138	2,201	2,255	2,313
実施率(%)	14.0	14.0	15.0	17.0	20.0	20.0
実施者数	271	286	321	374	451	463
保健指導対象者計	3,311	3,496	3,662	3,771	3,863	3,962
実施率(%)	14.0	14.0	15.0	17.0	20.0	20.0
実施者数	464	490	550	641	773	793

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

健診は提携医療機関にて実施するものとする。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

提携医療機関にて特定健診相当の代用となる健診を受診するものとする。

イ 特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方に基づきアウトソーシングする。

(5) 受診方法

被保険者、被扶養者は当健保組合が定める巡回健診、家族健診、人間ドック等所定の特定健診の代用となる健診、及び特定保健指導を受診するものとする。巡回健診は事業所を通じて申込みを行い、その他は、被保険者、被扶養者が当健保組合の案内に従い実施先へ直接申込みを行い、自身で発行したまたは受診先から利用券に相当するものを受領する。当該被保険者・被扶養者は、利用券に相当するものを健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診相当の健診を受診するものとする。

健診の受診費用の窓口負担は当健保組合の定める所定の特定健診相当の健診の規程に基づき発生し、特定健診としての個別の自己負担は特に発生しないものとする。また、特定保健指導については、当健保組合から対象者への案内に基づき、委託先等にて実施するものとする。費用負担については、平成30年度については特に発生しないものとする。

(6) 周知・案内方法

周知は、案内の郵送や当健保組合ホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、委託先を通じ受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、加入事業所を2年で一巡の頻度で実施できるように選出する。また、効果の面から、35歳から39歳の条件該当者も合わせて選出する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、LIXIL 健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画はホームページに掲載し、周知する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、第三期においては毎年、事業運営検討委員会、理事会等において検討し、見直しを実施するものとする。

VII その他

当健保組合に所属する職員等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。